富山県利賀芸術公園の指定管理候補予定者の選定結果について

１　指定管理者制度を募集する公の施設

（１）名　称　　富山県利賀芸術公園

（２）所在地　　南砺市利賀村上百瀬 48

（３）施設概要　敷地面積　124,004.34 ㎡

建物面積　8,035.15 ㎡

（４）主な施設　利賀山房（274.73 ㎡、250 名収容）、野外劇場（804.58 ㎡、800 名収容）、新利賀山房（601.43 ㎡、400 名収容）、岩舞台（248.34 ㎡、200 名収容）、利賀スタジオ（377.20 ㎡、150 名収容）、利賀創造交流館（練習宿泊施設 3,091.74 ㎡、別館 457.11 ㎡、別館車庫 66.25 ㎡）研修交流館（272.03 ㎡、282.55 ㎡、235.75 ㎡、宿泊施設）総合案内所（232.69 ㎡）、石麗（327.62 ㎡、劇団用宿泊施設）、山蝉（193.44 ㎡、宿泊施設）など

２　指定管理者の募集概要

（１）指定管理者に実施させる業務概要

①富山県利賀芸術公園条例第５条第１号から第４号までに掲げる事業に関する業務

②利賀芸術公園の魅力の普及に関する業務

③利賀芸術公園の施設の利用に関する業務

④利賀芸術公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑤その他業務仕様書に記載する業務

（２）指定期間　令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日（３年間）

３　公募状況

（１）申請者数　１団体

（２）申請者　　（公財）富山県文化振興財団

４　審査結果

令和８年 10 月 26 日に開催した富山県利賀芸術公園指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

（１）審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
１　県民の平等な利用の確保（条例第４条第１号）	・県民の平等な利用の確保	平等利用が確保されない場合は選定しない
２　公の施設の効用の最大限の発揮（条例第４条第２号）	・施設設置目的の達成 ・サービスの向上及び利用の増加 ・関係団体との連絡調整	６０
３　施設の効率的な管理（条例第４条第２号）	・施設に係る経費節減策	１０
４　公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（条例第４条第３号）	・申請者の財政的基礎及び信用力 ・申請者の人的構成	３０
合　計		１００％

注）「条例」：富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

（２）審査概要

審査項目 / 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮（360 点）	3 施設の効率的な管理 （60 点）	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成（180 点）	合計 （600 点中）
(公財)富山県文化振興財団	適	285 点	60 点	138 点	483 点

指定管理候補予定者：(公財) 富山県文化振興財団

審査の概要

申請者が１者であったため、審査基準１を満たしたうえで、審査基準２～４について、それぞれ配点の６割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

・審査基準１については、適正と評価された。

・審査基準２～４のすべてについて、合格基準点（６割）を超える得点を得た。

・審査基準２については、これまでの管理経験を踏まえた的確な施設維持管理が評価されたほか、新たな情報発信拠点の設置などの新規企画を提案している点が評価された。

・審査基準３については、経費節減に努めることとしており、指定管理料の上限額の範囲内で提案されているため、適正と評価された。

（公財）富山県文化振興財団　452,370千円

・審査基準４については、これまで安定的かつ適正に業務を行ってきた実績や、組織体制、職員数、職員構成など安定的な運営が可能な体制を有していることが評価された。

(総評)

これまで県や南砺市と連携しながら安定的に管理・運営してきた実績やノウハウ、業務遂行能力に加え、富山県利賀芸術公園の設置目的・使命の理解などが総合的に評価された。